## 電気工事業登録証再交付申請に必要な書類・手数料

提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。



1	登録証再交付申請書 (様式第13)	
2	手数料 長崎県収入証紙2,200円 (ただし、営業所の所在地や主任電気工事士に関する変更のみの場合は不要) (注意)現金は受付けておりません。 ・長崎県収入証紙の販売は、長崎県内の「証紙売りさばき所」のみの取扱となっております。 「証紙売りさばき所」は、例えば、長崎県内の運転免許証を交付する警察署や、長崎県庁内の売店などです。 ・長崎県収入証紙の購入が不可能な場合は、郵便局で2,200円分の郵便小為替を購入してください。なお、郵便小為替の購入には、別途手数料が必要です。詳しくは郵便局の窓口でおたずねください。	

(以下は、再交付に添付する書類の種類)

3	登記事項証明書(申請者が法人の場合) 住民票(申請者が個人の場合) (注意)コピーは不可です。原本(3ヶ月以内に交付されたもの)を提出して ください。	
4	汚れ、損じた場合はその登録電気工事業者登録証 (原本)	
5	失った場合は紛失理由書 様式は任意	
	(注意)再交付申請理由書は再交付申請の理由が「免状を失った」場合のみ提出してください。 ・.失った経緯、紛失した免状が見つかった場合は返納すること、理由書記入年月日、住所、氏名を記入	

## 申請書提出先

- 1.長崎県産業労働部新産業創造課(受付及び再交付申請)
  - 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 095-895-2632

2・長崎県県北振興局商工労政課(受付のみ)

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25

0 9 5 6 - 2 4 - 5 2 8 7

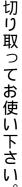
## 提出方法

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

長崎県産業労働部新産業創造課 電気担当





長崎県収入証紙はり付け欄

2,200 円

登録証再交付申請書

×整理番号				
×受理年月日	年	月	日	

年 月 日

(消印をおしては ならない。

\*証紙は長崎県庁内売店・運転免許証を 交付する警察署等で購入出来ます。

## 長崎県知事 様

住所・氏名・生年月日は住民票の記載どおり正確に記入してください。

登記事項証明書又は住民票の住

氏名又は名称

法人にあっては 代表者の氏名

連絡先(電話番号) ( )

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の 規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1. (現在の)登録の年月日及び登録番号

平成年月日長崎県知事登録第号

2. 再交付の理由

------

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。